

Q  
&  
A

第  
6  
章

## 第6章 Q&A

### 目次

問1. この制度の趣旨は何ですか。 . . . . . 107

#### 【条例の規定について 問2～問20】

問2. 原生林保全地区を指定しないのはなぜですか。 . . . . . 107

問3. 主要支川の選定はどのような理由で行いましたか。 . . . . . 107

問4. 「回廊地区」及び「保全・活用地区」の指定は、どのような考え方で行いましたか。 . . . . . 107

問5. 重点地域の「回廊地区」と「保全・活用地区」の境の線引きは、主に川沿いの道路を基準としていますが、道路改良によるバイパス化等のたびに告示を改正するのですか。 . . . . . 108

問6. 告示の際、「次の地図」を参考扱いとしたのはなぜですか。  
また、現地での境界はどのように確定するのですか。 . . . . . 108

問7. 条例制定時の「土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。」から、「土地の開墾」を除外したのはなぜですか。 . . . . . 108

問8. 条例制定時から、新たに「建築物の外観の模様替えをすること」「建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更をすること」を追加したのはなぜですか。 . . . . . 108

問9. 条例制定時から新たに「屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。」を追加したのはなぜですか。 . . . . . 109

問10. 条例制定時に適用除外区域と想定していた「市街地」を四万十市の用途区域のみに限定したのはなぜですか。 . . . . . 109

問11. 災害の防止機能、水害の防止機能、水源のかん養機能を既存法に委ねた根拠は何ですか。 . . . . . 109

問12. 制限行為の許可をしようとするとき、市町の長にどのような意見を聴くのですか。 . . . . . 109

問13. 通常の管理行為、軽易な行為とはどのような行為をいうのですか。 . . . . . 109

問14. 許可基準制度の運用を開始することで、地域の住民生活にはどのような影響がありますか。 . . . . . 110

問15. 罰則はないのですか。 . . . . . 110

問16. 条例第52条の「損失の補償」とはどういう意味ですか。 . . . . . 110

問17. 生態系や景観を保全するために要する費用に対し、財政的な援助はありますか。 . . . . . 110

問18. 規制の内容については、住民の意見を反映しましたか。 . . . . . 111

問19. 許可が必要な工作物に「太陽光発電施設」を追加したのはなぜですか。 . . . . . 111

問20. 既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設はどうなりますか。 . . . . . 111

#### 【行為の定義 問21～問34】

問21. 土地の形状の変更で、高さ1 m以上の盛土、2 m以上の切土とは、どこの高さをいうのですか。 . . . . . 111

問22. 事業所や店舗と住居を兼用するような場合はどのような取扱いになるのですか。 . . . . . 111

問23. 天然林の伐採を制限していますが、どのようなものが対象となるのですか。 . . . . . 112

問24. 針葉樹をスギ・ヒノキに限定したのはなぜですか。 . . . . . 112

問25. 一時的な仮設構造物はどのような扱いになりますか。 . . . . . 112

## 【行為の定義 問21～問34】（つづき）

- 問26. 住民が住宅を建築する行為や農業・林業・漁業を営むための行為を除外したのはなぜですか。 . . . . . 112
- 問27. 条例制定時、対象外と想定していた倉庫を対象にしたのはなぜですか。 . . . . . 112
- 問28. 第13条第6項第2号の「附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等」とはどのようなものを想定しているのですか。また、附帯せずに、自己の住宅のために進入路の拡幅を行う場合はどうなりますか。 . . . . . 113
- 問29. 住宅の裏山を切ったり、土地の形状を変更する行為は対象になりますか。 . . . . . 113
- 問30. 住宅の敷地内に工作物等を設置する行為は対象になりますか。 . . . . . 113
- 問31. 住宅の同一敷地内の判断基準はどうなりますか。 . . . . . 113
- 問32. 条例制定時に除外していた“せまち直し”は、どうなりますか。 . . . . . 113
- 問33. 公共事業の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 114
- 問34. 対象行為が重点地域へ接していたり、一部入っている場合の適用はどうなりますか。 . . . . . 114

## 【規模などの基準 問35～問38】

- 問35. 回廊地区と保全・活用地区の違いは何ですか。 . . . . . 114
- 問36. 物品の集積関係は、廃掃法との調整はどのようになっていますか（面積基準、管理基準、対象行為）、また、集積期間などはどのように考えていますか。 . . . . . 114
- 問37. 許可を要する規模の条件として、面積や高さに〇〇㎡以上とか〇〇mを超えるとありますが、その根拠は何ですか。 . . . . . 114
- 問38. 許可を要する面積規模（10㎡以上、100㎡以上、1,000㎡以上）の根拠は何ですか。 . . . . . 115

## 【審査の基準 問39～問64】

## ■生態系の保全（問39～問48） ■景観の保全（問49～問64）

- 問39. 許可条件と配慮要請項目の位置づけはどのように運用するのですか。 . . . . . 115
- 問40. 重要な動植物の保全について、自然環境保全法による特定植物群落とは何ですか。レッドデータブック（RDB）との関係はどうなるのですか。 . . . . . 115
- 問41. 緩衝帯の配置について、20%の根拠は何ですか。 . . . . . 116
- 問42. 振動・騒音の抑制はなぜ必要ですか。 . . . . . 117
- 問43. 濁水対策について、沈砂地の設置はどのようなイメージですか。 . . . . . 117
- 問44. 排水の計画について、流域界を変更しないとはどういうことですか。 . . . . . 117
- 問45. 光害の抑制を設けたのは、なぜですか。 . . . . . 117
- 問46. し尿及び雑排水の処理は市町の役割ではないのですか。 . . . . . 118
- 問47. 濁水対策を講じるべき行為をする際、行為の「施行中」だけでなく「完了後」も許可基準の対象としたのはなぜですか。 . . . . . 118
- 問48. 濁水対策について、どこまで行えばよいのですか。 . . . . . 118
- 問49. 裸地の遮蔽について、どこまで行えばよいのですか。 . . . . . 118
- 問50. 稜線の分断は、重点地域全域が対象となるのでしょうか。また、区域外であれば、建築物・工作物の建築は可能でしょうか。 . . . . . 118
- 問51. 鉱物を堀削し、又は土石を採取する行為について、回廊地区での盛土及び切土の高さ規制（5m）は、どのように判断しますか。 . . . . . 119
- 問52. 法面等の緑化はなぜ必要ですか。 . . . . . 119

## 【審査の基準 問39～問64】

### ■生態系の保全（問39～問48） ■景観の保全（問49～問64）

問53. 緑地の保全について「〇〇%以上」などの基準値はないのですか。 . . . . .	119
問54. 建築物の高さ、建蔽率はどのように考えているのですか。 . . . . .	119
問55. 建築物・工作物の色彩の根拠は何ですか。 . . . . .	119
問56. 建築物の形態と素材を定めた理由は何ですか。 . . . . .	119
問57. 天然林の伐採制限について、シイタケの原木や薪炭林も対象となるのですか。 . . . . .	120
問58. 間伐の計画がなぜ必要ですか。 . . . . .	120
問59. 5年、10年先の間伐計画で、将来の管理をどのように担保するのですか。 . . . . .	120
問60. 物品の遮蔽措置について、廃棄物などは法律で保管基準がありますが、それ以上に 必要になるのですか。 . . . . .	120
問61. 太陽光発電施設の遮蔽について、どこまで行えばよいですか。 . . . . .	120
問62. 携帯電話の鉄塔の受信設備等は彩度の規定を満足しなければなりませんか。 . . . . .	121
問63. 溶融亜鉛メッキ塗装等、彩度の規定で判断できない場合はどうなりますか。 . . . . .	121
問64. 工作物の色彩について、手引では深緑色が望ましいと記載されていますが、 他の色では許可になりませんか。 . . . . .	121

## 【条例の運用、管理について（問65～問76）】

問65. 許可を受けた行為における変更処理の取扱いはどのようになりますか。 . . . . .	121
問66. 検査は全ての行為で行いますか。 . . . . .	121
問67. 県内一律の基準である個別法との調整は、どのように行いますか。 . . . . .	122
問68. 許可の申請の窓口を流域の市町にしたのはなぜですか。 . . . . .	122
問69. 申請手続き、審査、許可などの流れはどのようになりますか。 . . . . .	122
問70. 審査期間はどれくらいかかりますか。 . . . . .	122
問71. 複数年に渡って、残土置場の造成を行う場合は、一回の行為の規模が下回れば除外に なりますか。 . . . . .	122
問72. 継続している既存の不適格行為に対する対応はどうなりますか。 . . . . .	122
問73. 規則第30条第4項に規定するただし書について、許可申請書類及び図書の一部を 省略できる場合はどのようなときですか。 . . . . .	123
問74. 回廊地区に電柱を設置することはできないのですか。 . . . . .	123
問75. 回廊地区における電柱の建替で高さが13mを超える場合はどうなりますか。 . . . . .	124
問76. 四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるもの として知事が認める場合」とはどのような場合ですか。 . . . . .	124

問1. この制度の趣旨は何ですか。

(答) 昭和58年9月12日全国放送のNHK特集「土佐四万十川 清流と魚と人と」を契機に四万十川ブームが全国に広がり、多くの来訪者が流域を訪れるようになりました。しかし、それと同時に水質や周囲の景観に対し、「がっかりした」といった声も多く聞かれるようになってきました。

実際に調査してみると、確かに四万十川沿いに廃車が野積みされたり、土取り行為により山肌が剥き出しになったりと、四万十川の風景にそぐわない行為がいくつか見受けられます。このような背景から、四万十川の価値を決定づける重要な地域を「重点地域」として指定し、民間の方々が開発行為などを行う際に、「生態系と景観の保全」に配慮していただくための制度です。

## 【条例の規定について 問2～問20】

問2. 原生林保全地区を指定しないのはなぜですか。

第11条第6項

(答) 流域における原生林の調査及び各市町への意見照会の結果、原生林に相当する森林は全てが国有林となっており、国が遺伝資源保存林や自然観察教育林、風景林などとして何らかの保全措置を講じていることから、あえて指定する必要性がないと判断しました。

また、「原生林」の定義としては、純然とまったく手付かずの木々が生えている地区というのではなく、そういった木々が数多く残されている地区や、景観面などからも貴重であるような林を想定しています。

※原生林

生態学的には、200年から300年の間に渡って人の手が全く加わっていない林ですが、実際は人工植樹なしで育成している林を原生的な林として、天然生林と表現したりしています。

問3. 主要支川の選定はどのような理由で行いましたか。

第2条第3項

(答) 主要支川は5支川ありますが、以下のような理由から選定しました。

- ① 梶原川：一次支川のうち河川の長さが一番長いため
- ② 北川：本川の源流域を構成（裏源流）しているため
- ③ 広見川：源流域が愛媛県にあり、愛媛県との連携が必要なため
- ④ 目黒川：源流域が愛媛県にあり、愛媛県との連携が必要なため
- ⑤ 黒尊川：豊かな生態系や清流が維持され、四万十川の目指す川の姿をとどめているため

問4. 「回廊地区」及び「保全・活用地区」の指定は、どのような考え方で行いましたか。 第12条第7項

(答)

○回廊地区

- ① 源流点から河川法に基づく起点までの間は、川幅も狭く、河川内の民地の影響が小さいため、河川の官民境界から、周囲10mまでとしました。
- ② 河川区域にあつて、本川、主要支川に沿って国道、県道、市町道、鉄道がある場合には、道路、鉄道敷地の「川側の肩」まで、なお、道路がない場合には、対岸の道路と同じ標高（高さ）までとしました。ただし、市町道であっても、車の通れないような里道を含んでいる場合、又は川沿いの他の道路との連絡が十分でない路線は対象外とします。また、農道、林道についても対象外とします。

○保全・活用地区

可視線の調査を行ったうえで、本川及び主要支川沿いの道路から見える山の尾根（第一稜線をイメージ）沿いに指定しています。

また、市街地を横断するような重点地域の線引きは、市街地であれば区画道路を、その他は両側の尾根を直線的に結んでいます。

問5. 重点地域の「回廊地区」と「保全・活用地区」の境の線引きは、主に川沿いの道路を基準としていますが、道路改良によるバイパス化等のたびに告示を改正するのですか。 第12条第10項

(答) 重点地域の告示は、「次の図面（青色：回廊地区、黄色：保全・活用地区）」のとおりとしており、作成時の地形図における道路を基準としています。

この「次の図面」は、参考扱いとしており、流域市町の担当課、県林業振興・環境部（自然共生課）で閲覧することができます。

仮に道路がバイパス化されたとしても、元の川沿いの旧道が指定のラインとなりますので、参考図書と現地とで確認することとなります。

問6. 告示の際、「次の地図」を参考扱いとしたのはなぜですか。また、現地での境界はどのように確定するのですか。 第12条第7項

(答) 四万十川条例は、極めて広大な区域を重点地域に指定しており、全ての区域を測量することは、膨大な費用を伴い現実的でないため、既存の森林基本図1/5,000を活用することとし、県立自然公園と同様に参考扱いとしました。

なお、現地での境界の判断は、地図上及び以下のイメージのとおり運用します。

- ①山間部：第一稜線までの区域
- ②谷部：両側の稜線を結んだ区域
- ③市街地：両側の稜線の見通し上で、かつ区画道路沿いの区域

問7. 条例制定時の「土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。」から、「土地の開墾」を除外したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 条例制定時は、土地形状の変更に匹敵するような大規模な農地開発などを想定していましたが、流域の実態をみるなかで、そうした事例があまり想定されないことから、また、田畑を開くなどの小規模な開墾は農業振興や農山村風景の観点からも好ましい行為であり、景観上も特段の問題はないので、除外することとしました。

問8. 条例制定時から、新たに「建築物の外観の模様替えをすること」「建築物その他規則で定める工作物の色彩の変更をすること」を追加したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 四万十川条例の趣旨に沿い、より景観を重視した行為制限を行う目的から、国土交通省の景観ガイドラインや他県の景観条例などを参考に、周囲の景観への影響が大きな行為を新たに位置づけました。

また、管理上の塗り替え行為等への配慮から、明らかに基準（彩度のマンセル値10未満）を満足するような色彩の変更は除外しています。

問9. 条例制定時から新たに「屋外において土石、廃棄物その他規則で定める物品を集積し、又は貯蔵すること。」を追加したのはなぜですか。 第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)は、防災や公衆衛生の保全が目的であり、景観上の視点がありません。しかし、流域沿いの事例(廃棄物の野積み等)を見ると、周辺の景観への影響が大きいことから、これらの行為も許可の対象とする必要があると判断しました。主として四万十川の景観を守るため、周囲へ生け垣などを植栽することにより、遮蔽を義務づけるものです。

※廃掃法との関係

廃掃法では保管基準に基づき審査を受けることとなっており、高さの制限については安全面からの規制となっています。

調査事例(H15年度)

- ・自動車1,600件、家電製品700件、タイヤ1,600件、金属くず4,400件など  
(旧中村市5,315件、旧西土佐村2,211件、梶原町1,239件、旧窪川町1,053件、旧東津野村1,019件、旧十和村807件、旧大正町563件、旧大野見村303件)

問10. 条例制定時に適用除外区域と想定していた「市街地」を四万十市の用途区域のみに限定したのはなぜですか。 第13条第5項、第14条第2項

(答) 役場所在地などは許可の対象案件が比較的多くなるものと想定されますが、四万十川と一体となった地域振興の観点から、各市町の振興の核となる区域であり、条例の趣旨に沿った保全の仕組みを適用することが望ましいと判断しました。

また、四万十市の用途区域については都市計画法によりその土地の用途に沿った規制が行われており、あえて条例で規制する必要はないため、除外しました。

※市街地

都市計画法では、50ha以下のおおむね整理された土地の区域ごとの人口密度が40人/1ha以上の区域が連担し、その区域内の人口が3,000人以上などと定められています。

問11. 災害の防止機能、水害の防止機能、水源のかん養機能を既存法に委ねた根拠は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 流域の都市計画区域(四万十市、四万十町)においては、3,000㎡以上から都市計画法が適用となり、その他の地域の1ha以上の開発行為などは、都市計画法と森林法が適用されます。また、森林法では1haを下回るような小規模な開発では、崩壊などの危険性が低いといった検証もあります。

そこで、既存法との重複による申請事務の複雑化や申請者への負担の軽減の必要性、更には振興への配慮のため、既存法の許認可の写しを提出していただくことで、四万十川条例でも許可としました。

問12. 制限行為の許可をしようとするとき、市町の長にどのような意見を聴くのですか。 第13条第3項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 地域の実情にあった許可基準制度の運用を行うため、各市町における総合計画等において当該行為地の位置づけや、まちづくり、地域の環境保全に沿った行為となるよう、意見を聴くこととしています。

問13. 通常管理行為、軽易な行為とはどのような行為をいうのですか。 第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

(答) 通常管理行為は、清掃や草刈り、機器の点検など、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為です。

軽易な行為とは、別に定める知事の許可を要する規模又は日数を下回る行為のことをいいます。

(答) 一定の規模を超える鉱物の掘採や土石の採取、土地の形状変更、建築物や工作物の建築などの行為は、知事への許可申請が必要となります。

住民の方が自宅を建築する行為や農林漁業を営む行為は基本的に除外されますが、店舗を兼ねた住宅で規模の大きなもの（店舗部分の面積が100㎡以上など）や100㎡を超える倉庫（農業用なども含む）などの建築は許可の対象となります。

条例の目的は、流域の保全だけではなく地域の振興でもあり、説明会における住民の方のご意見などをもとに、次の①～④の行為については、流域に住む住民の方々が行う場合は適用しないこととしています。

- ①住宅と店舗を兼ねる住宅（店舗部分の床面積が全体の2分の1未満で100㎡未満）の建築
- ②農業を営む行為：用途を変更しない農地の改変（せまちなおし）や農道整備、農地における支障木の伐採、桑、茶、果樹の植樹・伐採する行為
- ③林業を営む行為：作業道の整備、人工林の間伐、保育、主伐する行為に附帯して行う行為、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）や薪炭林（シイ、カシ等）などを伐採する行為
- ④漁業を営む行為：支障木を伐採する行為

(答) この条例では、流域の住民の方々をはじめ流域市町や国などすべての関係者が手を携えて、人と自然が共生する循環型の地域社会を創ることに理念をおき、住民の合意と住民の自発的な行為により流域の保全と振興が図られることを目的としています。また、既存法では管理されない小規模開発等をも対象としているため、申請件数も年間80件程度を想定しています。

このため、罰則を設けて争うような制度にすることは、審査期間を長期化するだけでなく、違法な行為に対して多大な労力と費用を費やすこととなり、本来の目的である振興につながるような運営に支障を来すこととなります。

罰則は設けませんが、違反行為があった場合は、①行為者に報告や資料の提出を求めること（第49条）②立入調査の実施（第49条）③中止命令や原状回復命令（第50条）④命令に従わない場合はその旨や行為内容の公表（第51条）の措置をとることができます。

(答) 行為の制限等により、許可を受けることができないために、又は条件を付せられたために、損失を受けた者に対して、県は、通常生ずべき損失を補償することとしています。

許可基準制度を運用するに当たり、人命や財産を守る権利に対し、生態系や景観の保全は新しい権利となりますが、近年では生態系や景観といった観点は社会的にも認識が高まっており、本基準については、財産権に内在する受認の範囲と考えています。よって、当該事例が生じないよう、申請を受け付けた段階から十分な調整を行っていきたいと考えています。

(答) この条例では住民の方々の保全への理解と自主的な取組によって流域を保全し、このような地道な取組の結果、保全された豊かな自然やその恵み、あるいは沈下橋や昔懐かしい農山村の風景などの貴重な資源を活かして地域の振興を図ることを目的としています。

生態系や景観の保全に配慮していただくことで、場合によっては費用負担を伴う場合がありますが、四万十川条例では、援助の制度を設けていません。

四万十川流域の生態系や景観の価値をご理解いただき、これらを保全することで四万十川の恵みを流域



住民の皆さんが享受できると考えています。

なお、大きく費用負担を伴うような事項については、許可の基準とせず、配慮要請項目とし、許可時にお願いすることとしています。

問18. 規制の内容については、住民の意見を反映しましたか。

(答) 基準の案の作成に当たっては、平成17年5～6月と11月の2回にわたり、流域の8地区(旧市町村単位)で住民や建設・建築業、農協、漁協、森林組合、商工会、砂利採取業者などを対象に延べ24回の説明会を開催しました。

説明会では、四万十川やその流域の保全を行っていくことに対しては、総じて支持していただけたようですが、基準の内容については地域に住んでいる方々からさまざまなご意見をいただきました。住民の方からいただいたご意見をもとに出来る限り地域の実情を反映し、一部修正を加えながら作成してきました。

※説明会におけるご意見を踏まえ、見直した主な点

- ① 建築物等の建築(回廊地区における建蔽率の見直し 20%→60%へ緩和)
- ② 天然林の伐採(椎茸原木や薪炭林を伐採する行為を林業を営む行為として除外)
- ③ 農地の嵩上げ(農業を営む行為として許可の対象から除外)

問19. 許可が必要な工作物に、「太陽光発電施設」を追加したのはなぜですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 平成24年7月の固定価格買い取り制度(FIT)の開始以降、全国的に太陽光発電施設の設置が増加しています。四万十川流域においても、太陽光発電施設の申請が増加しており、四万十川の風景にそぐわない状況となっているため、設置に際しては景観の保全に配慮していただくよう、明記しました。

問20. 既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設はどうなりますか。

(答) 既存の建築物、工作物に設置する太陽光発電施設は、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

なお、※住宅に設置する場合は許可の対象から除外となります。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

## 【行為の定義 問21～問34】

問21. 土地の形状の変更で、高さ1m以上の盛土、2m以上の切土とは、どこの高さをいうのですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 高さについては、最大値で判断することとしています。

問22. 事業所や店舗と住居を兼用するような場合はどのような取扱いになるのですか。

第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項

(答) 住民が住むための住宅については対象から外していますが、事業所や店舗などを兼ねる住宅については、一般住宅とは異なり、その用途から周囲の景観に影響が大きいと考えています。また、四万十川を利活用した事業も想定されることから、四万十川の景観に配慮していただくこととしています。その場合には、事業所などの専有面積が延べ床面積の1/2以上、又は、面積が100m<sup>2</sup>以上の規模に限って、許可の申請を必要としています。

問23. 天然林の伐採を制限していますが、どのようなものが対象となるのですか。 第13条第1項

(答) 天然林は、針葉樹林(スギ、ヒノキ)と竹林を除いた樹林としています。又、里山の維持に欠かせない、シイタケの原木(クヌギ、コナラなど)や薪炭林(シイ、カシなど)を住民が伐採することについては、林業を営むために行う行為として除外しています。

問24. 針葉樹をスギ、ヒノキに限定したのはなぜですか。 第13条第1項、第16条第1項

(答) 四万十川の川沿いの魅力は、天然の河畔林が雄大な川沿いに連なっているところにあり、これらの河畔林を伐採し、代わりに針葉樹などを密に植え、その後放置されるような行為は、四万十川の景観を損なうばかりか、森林の荒廃にもつながります。このため、一定規模以上の植樹が産業林として想定されるすぎ・ひのきを限定的に定めています。

※主に林業の対象となる針葉樹

- ①マツ(梁など木材として利用されるが、民間の植樹は想定外)
- ②モミ、ツガ(1,000m程度の高地で生育)
- ③カラマツ(高知では希少)

※主に緑化に用いられる針葉樹

公園や生垣に用いられる樹木が多数あり、外来種が多い。

問25. 一時的な仮設構造物はどのような扱いになりますか。第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

(答) 一時的な仮設の建築物や工作物等については、生態系や景観への影響も一時的なものと考えられるため、存続期間が1年を越えないものについては、除外しています。

問26. 住民が住宅を建築する行為や農業・林業・漁業を営むための行為を除外したのはなぜですか。 第13条第6項、第14条第2項

(答)

○住民が住宅を建築する行為

基本的に住民の方々の生活を制限するものではなく、又、個人が行う行為であって大規模なものが想定されないことから除外しています。

○農業・林業・漁業を営むための行為

農山村の風景を保全することが地域の振興にも寄与するため、地域の生業である農林漁業そのものから生まれる景観に価値を位置づけています。農林業のための土地の改変<sup>ようへき</sup>であっても景観上は大きな変化はなく、また、住民が行う行為であって擁壁等を伴うような大規模な行為は想定されません。なお、公共事業と関連した行為については、規模が大きくなることも考えられますが、行政側で配慮することとし、円滑な運営を図る視点からも除外しました。また、ビニールハウスや、農作物の安定栽培、病害虫防除のための工作物も農業振興の観点から除外しています。

問27. 条例制定時、対象外と想定していた倉庫を対象にしたのはなぜですか。 第13条第6項、第14条第2項

(答) 四万十川条例を制定したときに作成した「四万十川条例のあらまし」では、「倉庫」、「作業小屋」は、農林水産業を営むために附帯する行為として規制の対象外と考えていました。

しかし、現実に川沿いに建築された大規模な倉庫や作業小屋は屋根や壁の色彩が必ずしも四万十川の景観に馴染んだものとはなっていないのが現状です。

従って、倉庫であっても建築面積が100㎡以上の規模になれば、周辺への景観上の影響が大きいことから許可を要することとしています。

※農業用倉庫について

須崎農業振興センター：ほとんどの農家が近代化資金（融資）を受けて設置していると思われ、規模の大きい倉庫は消防法の対象となります。

J A 高知はた、J A 四万十：倉庫の規格や取り決めは特になく、農家が直接業者に発注するか、農協を通す場合もあります。

全農・高知市住宅政策課：大半の農家がスレートに塗装しており、赤や青を深緑や茶系に変えることは可能と思われます。

問28. 第13条第6項第2号の「附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等」とはどのようなものを想定しているのですか。また、附帯せずに、自己の住宅のために進入路の拡幅を行う場合はどうなりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民の\*住宅の建築等に附帯して行う土地の形状変更及び工作物の建築等は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されず、生態系や景観への影響も小さいため除外としました。また、附帯して行わない住宅のための行為（同一敷地内での行為を除く）については、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問29. 住宅の裏山を切ったり、土地の形状を変更する行為は対象になりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民が\*住宅の同一敷地内で裏山を切ったり、裏庭を広げたり、宅地を広げたりといった行為は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されないため、除外となります。「条例第13条第6項第1号その他の行為」に該当します。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問30. 住宅の敷地内に工作物等を設置する行為は対象になりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）住民が\*住宅の同一敷地内で設置する行為（住居の屋根に工作物等設置する場合を含む）は、住民が行うものであって、大規模な行為は想定されないため、除外となります。

なお、住宅と同一敷地ではない場所に住民が設置する場合は、知事の許可を必要とする行為の規模によって判断されます。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問31. 住宅の同一敷地内の判断基準はどうなりますか。

（答）\*住宅の同一敷地内とは、地番等とは関連せず、土地の利用形態、管理状況等から住宅と一体的に利用されていると社会通念上判断される敷地となります。

※住宅：規則第26条で規定する「自己の居住の用に供する住宅」に該当する場合

問32. 条例制定時に除外していた“せまち直し”は、どうなりますか。 第13条第6項、第14条第2項

（答）“せまち直し”とは、2枚の小さな田を1枚にする行為で、高い方の土地を低い方へ合わせます。基本的に外周は変えずに中だけ変え、高さの基準はありません。

また、上流域においては地形が急峻であり、利便性を高めるために、1枚の田をそのまま嵩上げする事例が数多くありますが、用途が変わらなければ景観を大きく損なうこともありません。よって、せまち直しの基準を「用途を変更しない農地の改変」として、除外することとしました。

問33. 公共事業の取扱いはどのようになりますか。 第13条第8項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 県が実施し、又は助成を行う事業については、H16年8月に公表した「高知県四万十川流域環境配慮指針」に沿って事業を進めることとしており、国及び流域市町の事業については、同様の配慮を要請しています。また、流域市町は、H17年4月に県と同様の環境配慮指針を策定しています。よって、県から助成を受けた民間の団体については、公費の取り扱いから県の環境配慮指針も遵守していただき、民間の許可基準も守っていただくこととなります。

また、公共事業のなかで行われる任意仮設等（土取場、残土置場、資材置場、現場事務所など）の民間の契約の元に行われる行為については、民間の見本となる必要性から、最低限、民間の許可基準は守っていただくこととしています。なお、災害復旧のような緊急を要するものについては除外しています。

問34. 対象行為が重点地域へ接していたり、一部入っている場合の適用はどうなりますか。

(答) 重点地域の区域は、概ね山の尾根で区切られることから区域外の影響は小さいと判断し、区域に入っている部分のみの規模を対象としています。

※都市計画法

H13の法改正により、開発等の漏れをなくす観点から区域内と区域外を合計した規模が対象となっています。

### 【規模などの基準 問35～問38】

問35. 回廊地区と保全・活用地区の違いは何ですか。

第12条第7項

(答) 回廊地区は、川から川沿いの道路や鉄道までの区域、保全・活用地区は、その道路や鉄道から第一稜線までとしています。いずれの地区も四万十川の生態系や景観にとって重要な地区ですが、特に回廊地区は、四万十川の財産価値を決定付ける最も重要な地区として、自然はできるだけ残し、改変した場所は極力復元することを目指すことから、行為地以外の場所では目的を達成できないものに限定し、許可を要する規模も厳しくしています。

問36. 物品の集積関係は、廃掃法との調整はどのようになっていますか（面積基準、管理基準、対象行為）、また、集積期間などはどのように考えていますか。

第13条第1・6項、第14条第1・2項、第16条第1・2項

(答) 廃掃法には、面積基準がなく一般的に不要となったものは全て廃棄物となります。その内、家庭などから出るものを一般廃棄物、事業活動に伴って生じたものを産業廃棄物といいます。

また、管理基準については、流出や飛散防止の観点から、高さの制限や囲いの義務が設けられていますが、生態系や景観の視点がないたため、四万十川条例により、別途規定しました。

集積や貯蔵の期間については、先進地の事例や周辺の景観への影響を考慮し、その存置期間が90日を超えないものは除外しています。

問37. 許可を要する規模の条件として、面積や高さには、 $\text{○○m}^2$ 以上とか $\text{○○m}$ を超えるとありますが、その根拠は何ですか。

第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

(答) 面積については、既存法令との整合性をはかり、「 $\text{○○m}^2$ 以上」とし、高さについては、構造物などを築造することから、m単位までは行為を可能とし、基本的に「 $\text{○○m}$ を超える」と定義しています。

※自然公園法：普通地域は高さ・面積ともに「超える」特別地域は「全ての行為」  
森林法：「超える」、都市計画法：面積は「以上」  
建築基準法：高さ「超える」など（ケースによっては以上も）

問38.

許可を要する面積規模（10m<sup>2</sup>以上、100m<sup>2</sup>以上、1000m<sup>2</sup>以上）の根拠は何ですか。

第13条第6項、第14条第2項、第16条第2項

（答）面積規模の考え方は、他県の先進事例や実際に四万十川流域で開発行為等が行われている事例調査の結果から定めています。

川沿いの「回廊地区」においては、行為地以外の場所では目的が達成できないものに限定し、基本的に規模の基準は、100m<sup>2</sup>以上（流域の事例調査の結果、行為頻度が高まり、生態系や景観への影響が大きな規模）としていますが、土石の採取や工作物の建築、廃棄物の集積の行為は、景観への影響が大きいものについては、全ての行為を審査したいため、面積を10m<sup>2</sup>以上、高さ1.5m（人の目線）を超える行為を対象としています。

また、「保全・活用地区」では、基本的に1,000m<sup>2</sup>以上（実際のコンビニエンスストアやガソリンスタンドの事例調査）とし、景観への影響の大きい土石の採取や工作物の建築、廃棄物の集積の行為は、高さも併せて規定しています。また、高さについては、人の目線（1.5m）や平屋建ての軒高（3.0m）をイメージして規定しています。

なお、建築物は構造上規模が限定されるため、回廊地区、保全・活用地区ともに建築面積100m<sup>2</sup>以上とし、高さも3階建て以上を対象とするため、10mを超えるものと規定しています。

### 【審査の基準 問39～問64】

■生態系の保全（問39～問48）

■景観の保全（問49～問64）

問39.

許可条件と配慮要請項目の位置づけはどのように運用するのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）許可条件は、実際に開発行為などを行う際に、守らなければならない基準です。これに違反した場合には、条例の規定に基づき、報告を求められたり、立入調査や、行為の中止命令を受けたり、原状回復を科せられたり、それに従わない場合、最終的にその行為の内容が公表されたりします。

配慮要請項目は、許可の条件ではないので、前段のようなペナルティーは科せられませんが、生態系や景観を保全するためには必要な項目と考えています。しかしながら、申請者への負担が大きくなる場合や、流域へ一律的に規定することが望ましくない項目については、お願いする項目としています。

問40.

重要な動植物の保全について、自然環境保全法による特定植物群落とは何ですか。レッドデータブック（RDB）との関係はどうなるのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）自然環境保全法に基づく基礎調査「自然環境保全基礎調査」のことで、その調査の一環として実施した「特定植物群落調査」は保護上重要な植物群落（原生林若しくはそれに近い自然林、希少な植物群落、郷土景観、南限北限など）の生育地の調査です。

RDBはこれらの既存の調査結果などをもとに作成されていますが、分布範囲が公表されておらず、その調査に多大の費用を要することから、配慮要請項目としています。

なお、RDBは、公共事業であっても小規模な工事に対しては費用が伴うために徹底されていないことから、1.0ha以上の大規模な行為に限定し、要請を行うこととしています。

※特定植物群落

規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものをいいます。四万十川流域に分布する環境省指定特定植物群落は、11か所あります。

表1 四万十川流域に分布する特定植物群落

名称	位置	選定理由
八束のクサマルハチ自生地	中村市山路曾我神社	B
黒尊山地の森林（ブナ林）	西土佐村三本杭・八面山から黒尊溪谷まで	A
古屋山地のアカマツ林	十和村奥大道の古屋山国有林	E・H
梶ヶ谷山のモミ林	十和村古屋山隣桜の梶ヶ谷山国有林	A
四万十川のトサシモツケ群落	大正町田野々付近の四万十川岸	D
市ノ又の暖温帯林（イスノキ林）	大正町不動山北側の国有林	A
久保谷山の森林（ツガ林）	梶原町久保谷山の窪川町境に近い上部	A
四国カルストの草地植生（ササ）	梶原町天狗の森以西大野々原までの稜線沿い	E
長沢ノ滝周辺の森林（ヒノキ林）	梶原町、東津野村長沢ノ滝周辺	A・B
鷹取山のモミ林	梶原町鷹取山と下鷹取山国有林	A
不入山のブナ林とコウヤマキ林	東津野村不入山周辺と山麓溪谷ぞいの一部	A・B

なお、以下の選定基準によって、特定植物群落を選定しています。

表2 特定植物群落選定基準

A	原生林若しくはそれに近い自然林
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの（特に湿原についてはもれのないように注意すること。）
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの（武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林。特に郷土景観を代表する二次林や二次草原についてはもれの無いよう注意すること）
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群（種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等）

※日本の重要な植物群落（四国版）（環境庁編、1979）より

問41. 緩衝帯の配置について、20%の根拠は何ですか。第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）工場立地法（第1種地域：20～25%）などの基準を参考としています。開発行為などに伴う、騒音、振動、粉塵などの著しい影響を緩和させることを目的としています。

例えば、行為面積1,000m<sup>2</sup>の正方形の区域では、幅約1.7mの、10,000m<sup>2</sup>では約5.5mの緩衝帯が必要となります。

問42. 振動・騒音の抑制はなぜ必要ですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 振動や騒音は人間だけでなく、動物へも影響を与えるとされており、特に産卵期や繁殖期などはその影響が大きくなります。

そこで、工事中における建設機械の低振動・低騒音型の使用やその他の方法により、振動・騒音の抑制を行うこととしています。四万十川条例では重点地域の全域に基準が一律適用となるため、低振動・低騒音型の建設機械を所有していない地元業者等への配慮が必要なことや現に保有している建設機械等が使用できなくなる可能性にも配慮し、その他の方法も可能としています。

また、配慮要請項目として、恒常的な振動・騒音の影響を軽減するため、事業に使用する原動機など、振動や騒音の発生源となる施設・設備についても、できる限り低振動・低騒音型とするようお願いすることとしています。

※公共事業においては、1億円以上とか、低振動・低騒音型建設機械使用を「学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等の施設の周辺等特に静穏が必要と認められる区域、人家が連担している区域、特に静穏が必要である区域」から工事箇所までの距離が30m以内の工事に限定しています。

問43.

濁水対策について、沈砂地の設置はどのようなイメージですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 鉱物の掘採や土石の採取、土地の形状の変更の行為について、工事中や工事完了後の降雨時の濁水の発生により下流域の生態系へ影響を及ぼさないよう、沈砂池を設けることで土や泥を沈め、より濁りの少ない上水を川に流そうとするものです。

ただし、行為地の状況によっては設置が困難なことも想定されるため、流末への汚濁防止措置でも可能としています。

※(参考) 沈砂池の規模のイメージ

- 1) 行為面積が1,000m<sup>2</sup>の場合 : 直掘りの場合 (H1.0×W2.0×L8.0m)
- 2) 行為面積が10,000m<sup>2</sup>の場合 : 直掘りの場合 (H1.0×W5.0×L20.0m)

問44.

排水の計画について、流域界を変更しないとはどういうことですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 水は生物の生息・生育にとってかけがえのないものです。年間を通して流水があるような自然の谷において、降雨の流れを別の谷に流すことは、その下流の動植物の生息・生育環境を大きく変えるおそれがあるため、行為前の水の流れを保全するものです。

問45.

光害の抑制を設けたのは、なぜですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 生態系の保全は、希少種だけではなくその生態ピラミッドの底辺を支える昆虫類が重要と考えられており、ガなどのように光に集まる種と、ホタルなどのように嫌う種がありますが、いずれも夜間照明の影響は大きいと考えられています。

そこで、屋外照明には、昆虫が集まりにくい波長の短い光源(ナトリウム灯など)を使用することにより、昆虫類に配慮することとしています。

また、配慮要請項目として、周囲の生態系への影響を最小限とするため、また天体観測などへの光害を抑制するため、遮光具などにより、光が水平方向より上に漏れない構造としています。

なお、農作物の安定栽培及び病害虫防除を目的として屋外照明等を設置する場合は、除外しています。

問46.

し尿及び雑排水の処理は市町の役割ではないのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 下水道法では、施設整備後3年以内に、農業集落排水では、整備後速やかに接続することとされており、汚水処理の指導は、基本的に市町の役割となっています。

ただし、現状ではその普及率は改善されず、四万十川に関しては、条例上県の役割も必要と考えています。

問47.

濁水対策を講じるべき行為をする際、行為の「施行中」だけでなく「完了後」も許可基準の対象としたのはなぜですか。

第13条第2項・第14条第2項

(答) 許可行為の工事完了後に裸地から濁水が発生する場合があります、四万十川の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、行為完了後の濁水対策も講じていただくよう、許可基準を一部改正しました。

問48.

濁水対策について、どこまで行えばよいのですか。

第13条第2項・第14条第2項

(答) 濁水対策は、行為の内容、行為の規模、土質条件により異なりますので、申請ごとに判断してください。

なお、沈砂池を設置しない場合は、行為後の裸地の緑化、採石舗装、コンクリート側溝等で濁水対策を講じる必要があります。(沈砂池を設置する場合は、素掘り側溝を認めています。)

沈砂池及び排水施設の設計は、本手引の沈砂池の設計計算例や都市計画の開発技術基準等を参考にしてください。既存法の許可を得ている場合は、既存法の技術基準に準じてください。

問49.

裸地の遮蔽について、どこまで行えばよいのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 裸地の露出は、周辺の景観を著しく損なうため、主要な眺望場所(四万十川の本川又は本川沿いの主要な国道、県道)から見える裸地に限定し、遮蔽を義務づけています。この場合の眺望は、全国からの来訪者の視点や地域住民の方々が普段の生活で主に利用される場所からの眺望を考えています。

ただし、限定したとはいえ、場所によっては、遮蔽が困難となる可能性も十分考えられることから、ただし書きにより、「切土にあってこれにより難しい場合は、高さ10m程度ごとに法面の緑化を行うなど、長期にわたり裸地が露出することを抑制する。」こととしています。

問50.

稜線の分断は、重点地域全域が対象となるのでしょうか。また、区域外であれば、建築物・工作物の建築は可能でしょうか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 四万十川から見通せる山の尾根を、人工的に改変することは、山と川が一体となった四万十川の景観を著しく損なうため、「保全・活用地区(重点地域の境界線)」を対象に稜線の分断を規定しています。

ただし、携帯電話の鉄塔や風力発電などの工作物は、景観上の影響が大きいものの、地域の振興にも欠かせないものであるため、申請地が最適地であり、流域の振興に資するものであると判断できる場合は、設置を認めることとしています。この場合でも、極力区域外へ設置していただくことと、色彩にも配慮していただくなど、稜線を分断することによる影響を最小限にとどめていただくこととしています。

なお、区域外への建築物や工作物の建築は可能ですが、位置や色彩について、同様に配慮していただくよう要請をします。



問51. 鉱物を堀削し、又は土石を採取する行為について、回廊地区での盛土及び切土の高さ規制（5m）は、どのように判断しますか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）川沿いの景観を保全するため、地形の改変を可能な限り抑え、また、川への土砂崩壊などの危険も避ける必要があることから、一般的に安定とされる小段の必要な高さ5mを、盛土及び切土の限界の高さとして規定しています。

問52. 法面等の緑化はなぜ必要ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）裸地の放置は周囲の景観への影響が大きばかりでなく、降雨に伴い濁水も生じるため、苗木の植栽を原則とした法面保護を行っていただくこととしています。また、その際には生態系上、景観上もその地域に生息する植物が好ましいことから、在来種（一般的に外来種以外）に限定しています。

問53. 緑地の保全について「〇〇%以上」などの基準値はないのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）緑地の保全については、森林法（1ha以上20%）、都市計画法（3%、特例値6%）などがあるが、四万十川条例では小さな規模の行為にまで制限が及び、対象行為も多岐に渡ることから、基準値は設けず、表現で規定し、量や配置については行為毎に対応していきます。

なお、ガソリンスタンドなど構造上の問題が生じる場合を想定し、「原則として、在来種による緑地を配置すること」としています。

問54. 建築物の高さ、建蔽率はどのように考えているのですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）四万十川沿いの景観を保全するために必要な項目として定めています。川沿いに建物が密集し、川と一体となった風景を阻害することを防止するため、自然公園法（第2種、第3種：3m）や他県の先進事例（仙台市：20m）等を参考に、高さの基準を定めました。建蔽率については、都市計画区域の調整地域や未線引き地域（主に農村地域）で、適用されている建蔽率60%を適用しています。

なお、新築に限定したのは、川沿いの道路がバイパス化されなかったため、結果的に回廊地区となった既存の商店街（旧十和村昭和地区、十川地区など）へ配慮する必要性から、また、増築・改築については既存の建物以上の建築行為が想定されないため除外しました。

問55. 建築物・工作物の色彩の根拠は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）制限色の強い項目であるため、色には限定せず、彩度について規定しています。基準では、原色などの奇抜な色（ビビッドトーン：マンセル値10以上）を避けていただくため、彩度のマンセル値を10未満としています。

※先進地事例：彩度の値に明度の値を加えた値が10以下

問56. 建築物の形態と素材を定めた理由は何ですか。 第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

（答）四万十川は、日本の原風景（農山村風景）が大きな魅力の一つであり、建築物の形の理想は日本建築的なものとなります。ただし、この基準には個人の主観や価値観が生じることから、基準として明確なものは定められず、表現で規定しています。

なお、配慮要請項目として、素材を日本瓦や自然素材、伝統素材などの使用に努めていただくよう要請していきます。

問57.

天然林の伐採制限について、シイタケの原木や薪炭林も対象となるのですか。

第13条第2項、第16条第3項

(答) 天然林は、四万十川の風景を決定づける重要な景観であるため、特に水辺の植生は原則残していただくこととし、全体の伐採率(面積の30%以下)で行為の調整を図っていただきたいと思います。

また、シイタケの原木(クヌギ、コナラなど)や薪炭林(シイ、カシなど)は里山の維持にもつながり、条例が目指す農山村風景の一部でもあることから、住民が林業を営む行為の場合においては、除外します。

※森林の最小区分

地域森林計画に基づき(市町村単位-林班-小班-施業番号)、基本的には林層や林種の違いですが、現状は明確ではありません。

問58.

間伐の計画がなぜ必要ですか。

第13条第2項、第16条第3項

(答) 四万十川条例でスギ・ヒノキの植樹を許可対象としているのは、スギ、ヒノキが決して悪いということを行っているわけではありません。ただ、将来収益が挙がるだろうという目的のみで、遊休地などにスギ・ヒノキを植林し、手入れも行わないまま放置されれば、将来的に土地が荒廃し、ひいては河川などの環境悪化につながるおそれがあるからです。そのため、下刈りや間伐の計画書の提出など、必要な措置を講ずることを前提として、スギ・ヒノキの植樹を認めようとするものです。

問59.

5年、10年先の間伐計画で、将来の管理をどのように担保するのですか。

第13条第2項、第16条第3項

(答) 将来のことを計画書をもって許可しようとする基準であり、実効性の担保に問題はあります。ただし、前述したような事態が、将来発生した場合、許可の条件となっていることから改善命令等により適切な対処が可能となります。

問60.

物品の遮蔽措置について、廃棄物などは法律で保管基準がありますが、それ以上に必要になるのですか。

第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項

(答) 廃棄物などの野積みは、景観上極めて影響が大きいこと、周辺の景観を損なわないよう、主要な眺望場所(四万十川本川又は本川沿いの主要な国道、県道)から見える行為地は、在来種による植栽又は木柵等により、安全上支障のない範囲で遮蔽をしていただくこととしています。この場合の眺望は、全国からの来訪者の視点や地域住民の方々が普段の生活に主に利用される場所からの眺望を考えています。

なお、土石、廃棄物、物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、荷重に対して安全であることが必要です。

問61.

太陽光発電施設の遮蔽について、どこまで行えばよいですか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 太陽光発電施設は、周辺の景観への影響が大きいことから、主要な眺望場所(四万十川の本流又は本川沿いの主要な国道、県道)から見える範囲に限定し、遮蔽を義務づけています。例えば、夏期は樹木が繁茂し見えない行為地も冬期に落葉し、主要な眺望場所から見える場合は遮蔽措置が必要です。

このため、行為の完了時点において、参考事例のような在来種による植栽、木柵等により、第10章の「太陽光発電施設等の遮蔽方法に関する事項」を参考に遮蔽措置を講ずることとしています。

木柵等の工作物による遮蔽は、植栽との併用やスリットを設ける等、圧迫感の緩和により周辺の景観と調和する必要があります。

問62.

携帯電話の鉄塔の受信設備等は彩度の規定を満足しなければなりませんか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 規則第22条第3項(同第28条第3項)ただし書の規定を採用し、鉄塔の本体については許可基準を満足し、付属物については性能に支障をきたさない範囲とします。

※性能に支障をきたさない範囲とは、アンテナの受信部を想定しています。

問63.

溶融亜鉛メッキ塗装等、彩度の規定で判断できない場合はどうなりますか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 手すりやフェンス等の溶融亜鉛メッキ塗装は、マンセル値相当の彩度が許可基準を満たしており、かつ、周囲の景観と調和する場合は溶融亜鉛メッキでも許可となります。

ただし、周辺の景観と調和しない場合は、許可基準を満たす色彩に塗装する必要があります。

問64.

工作物の色彩について、手引では深緑色が望ましいと記載されていますが、他の色では許可になりませんか。

第13条第2項、第14条第2項

(答) 手引書には、色彩の目安として深緑色と記載していますが、許可基準「マンセル値10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩」を満足する場合は許可となります。

○色彩の基準の運用(平成20年11月27日付20高環共第685号)

景観の保全における色彩の基準は、周辺の景観と調和する色彩を基調とすることとしています。これは建築物等の多岐にわたる行為に対する一律の基準として定めたものであり、そのなかでも、設置数が多く景観への影響が懸念される「電線路等の支持物」「電波塔」「自動販売機」については、これまでどおり、色彩を深緑色(5GY3/1)に統一して運用することを原則としています。

ただし、色彩を深緑色(5GY3/1)にすることが周辺の景観と調和しないと流域市町の長が判断した場合は当該市町、申請者、県の3者で協議の上、深緑色(5GY3/1)以外の色彩とすることが出来ることとしています。

なお、この場合においても、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩とする必要があります。

## 【条例の運用、管理について(問65～問76)】

問65.

許可を受けた行為における変更処理の取扱いはどのようになりますか。 第19条、第21条

(答) 許可申請書や別紙の基準項目の内容が変更となる場合については、変更許可申請書を提出していただき、その内容について、許可・不許可の処分を受けていただくこととなります。

なお、休止・廃止・未着手の手続きについても届出が必要ですが、廃止については生態系及び景観への保全を適切に行っていただいたうえで、届けを提出していただきます。

また、行為者の住所、氏名又は名称等の変更の場合にも別途届出が必要です。

問66.

検査は全ての行為で行いますか。

第20条第3項

(答) 全ての行為について検査を行いますが、大規模な行為や四万十川の自然景観や周辺の環境に影響を及ぼすおそれのある行為については、基本的に現地で検査を行います。また、それ以外の行為についてはにおいて完成写真等の書類をもって検査を行います。(P99(7)行為の完了検査を参照してください。)

問67. 県内一律の基準である個別法との調整は、どのように行いますか。

第46条第1項

(答) 森林法や都市計画法などは、災害防止や水害防止などの視点を主としており、四万十川条例の生態系及び景観の保全基準とは、必ずしも合致していません。このことから、四万十川条例では条例第46条により、他法の許認可等にあって四万十川条例の規定に配慮していただくこととしています。

問68. 許可の申請の窓口を流域の市町にしたのはなぜですか。

第53条第1・3項

(答) 指定する重点地域は、四万十川の源流点のある津野町から河口の四万十市までの5市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）の四万十川本川と支流の梶原川、北川、広見川、目黒川、黒尊川の川沿いから稜線までとなり、指定地域は約300km<sup>2</sup>に及び申請件数も80件程度／年が想定されます。

四万十川条例の趣旨を流域で広げていくには、地域での盛り上がりや自発的な行為につなげる必要があります。そのためには流域市町の関わりが重要となります。また、上流から下流までの広い地域が対象となることから、申請や交付の窓口は住民に一番近いところが望ましいため、流域市町の意見を聴いたうえで、流域の5市町に許可権限を委任しました。

問69. 申請手続き、審査、許可などの流れはどのようになりますか。

第53条第1・3項

(答) 流域5市町に知事の許可事務を委任しているため、申請から審査、検査まで全て市町の担当課が行います。

問70. 審査期間はどれくらいかかりますか。

(答) 森林法（80日）や都市計画法（30日）、農地法（約2か月など）、建築基準法（木造7日、鉄骨2階以上21日）などを参考とし、標準処理期間を30日以内としています。

ただし、許可申請書の内容確認や記載内容の補正、また、他法の審査との調整が必要な場合には、30日を超える場合があります。

問71. 複数年に渡って、残土置場の造成を行う場合は、一回の行為の規模が下回れば除外になりますか。

(答) 複数年にまたがる行為は、大規模な行為が想定され、生態系や景観への影響も大きくなります。また、他法により長期（5、10年など）の計画が承認されているような場合も同様に、全体の計画を行為の規模として取り扱い、全体計画において許可を要する規模を超えている場合は、一回の行為についても対象となります。また、明確な全体計画を持たないような行為については、現地の状況から判断します。

問72. 継続している既存の不適格行為に対する対応はどうなりますか。

(答) 許可基準制度の施行日（平成18年10月1日）以前に着手した行為については、除外となりますが、周知期間（平成18年4月1日～9月30日）内に、事前の実態調査を行い、把握した既存の不適格行為については、パトロール体制や流域市町との連携、住民の協力を得て、改善していただくよう要請していきます。

問73.

規則第30条第4項に規定するただし書について、許可申請書類及び図書の一部を省略できる場合はどのようなときですか。

(答) 「電線路等の支持物」、「電波塔(柱型式のものに限る)」、「看板、広告板、自動販売機等」を設置する際に提出を求めている「施行同意書」「土地登記事項証明書及び公図」については、申請者の事務処理の負担を軽減するため、次のとおり運用します。(平成18年11月27日付18高清環第374号)

## (1) 施行同意書

上記工作物を更新する際に、新設時の承諾書など、当該行為の同意を得ていることを確認することができる書類が有効である場合に限り、その写しをもって施行同意書に代えることができます。

## (2) 土地登記事項証明書及び公図

許可申請書に「この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。」と記載することで、当該行為地の所有権の確認は申請者の責任によることとし、土地登記事項証明書及び公図を省略することができます。

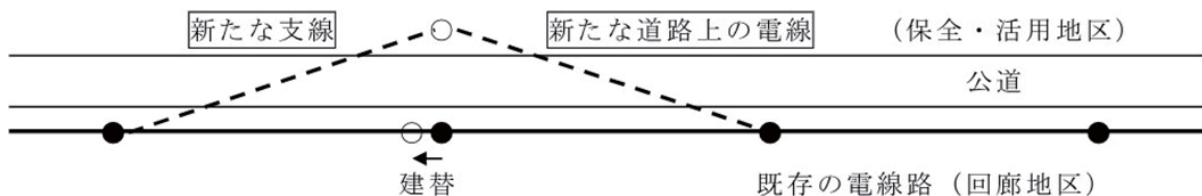
問74. 回廊地区に電柱を設置することはできないのですか。

(答) 回廊地区への電柱の設置について(平成18年12月18日付18高清環第425号)

電線路等の支持物は、四万十川条例施行規則第22条第3項の規定により、「原則として回廊地区には設置しないこと」としています。ただし、既存工作物の老朽化に伴う建替の場合は、次のとおり運用することとします。

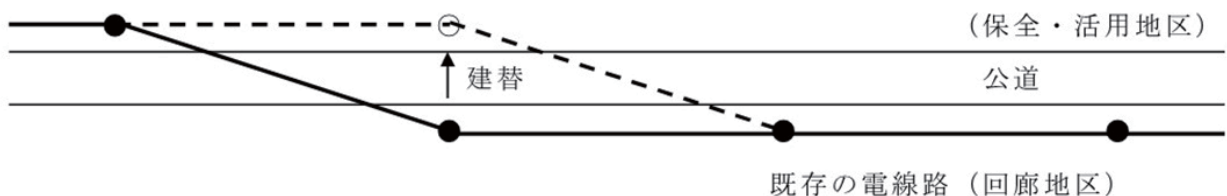
## (ケース1：既存の電線路が回廊地区の場合)

既存の電線路の途中で建替を行う場合は、保全・活用地区へ移設することで、新たに既存柱への支線が生じるとともに、電線が道路上を横断し、周辺の景観を悪化させることから、回廊地区への建替を認めず。



## (ケース2：既存の電線路が回廊地区－保全・活用地区の場合)

既存の電線路が回廊地区(保全・活用地区)から保全・活用地区(回廊地区)へ道路上を横断している箇所而建替を行う場合は、既存の支線数と道路上を横断する電線路数が現状と同程度であり、周辺の景観を悪化することがないため、回廊地区の電柱を保全・活用地区へ建替えるよう運用します。



問75. 回廊地区における電柱の建替で高さが13mを超える場合はどうなりますか。

(答) 回廊地区における工作物の高さは、四万十川条例施行規則第22条第3項の規定により、「13mを超えないこと」としてしています。ただし、既存の建替の場合で「電気設備に関する技術基準を定める省令」など、公衆の安全を図るための他法令の規定に基づき、やむを得ず13mを超えるときには、四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合」に該当します。

問76. 四万十川条例施行規則第22条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合」とはどのような場合ですか。

(答) 問75に記載している電柱の建替や既存の建築物、工作物の建替等を想定しており、住民生活の安全性、利便性及び地域の振興を考慮して判断します。